

公益財団法人群馬県交通安全協会賛助会員に関する規程

群交協規程第11号

平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県交通安全協会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第56条第1項及び第2項に基づき、本会の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体（以下「賛助会員」という。）に関することを定めるものとする。

(会員種別)

第2条 本会の賛助会員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法人会員 定款第3条及び第4条に定める本会の目的及び公益目的事業に賛同する法人又は団体とする。
- (2) 免許会員 前号前段に賛同する運転免許保有者とする。
- (3) 個人会員 第1号に賛同（前号の免許会員が別に賛同した場合を含む。）する個人とする。

(入会手続等)

第3条 賛助会員になろうとする者は、次の各号に定める入会申込書に必要事項を記載して提出するものとする。

- (1) 法人及び個人会員 入会申込書（別記様式第1号）
- (2) 免許会員になろうとする者は、次の区分のとおりとする。
  - イ 免許更新者 会員証（別記様式第2号）に添付された交通安全協会入会申込書（控）
  - ロ 新規免許取得者 （公財）群馬県交通安全協会入会申込書（別記様式第3号）

(会員証等の交付)

第4条 第2条各号の賛助会員には、次の各号に定める会員証を交付するものとする。

- (1) 法人会員 本会法人会員証（別記様式第4号）
- (2) 免許会員 前条第2号イの会員証
- (3) 個人会員 個人会員証（別記様式第5号）

2 会員証の有効期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 法人及び個人会員証 第11条に規定する退会届を提出するまでとする。
- (2) 免許会員証 次回運転免許更新日までとする。

(受領書等の交付)

第5条 法人会員が会費を納入した場合には、本会寄附金等取扱規程第10条第2項に定める受領書及び「法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である証明」を交

付するものとする。

(会員証の再交付)

第6条 第4条第1項各号の規定により交付された会員証について、紛失、汚損等の理由により再交付を受けようとする会員は、会員証再交付申請書（別記様式第6号）を提出するものとする。

(報告)

第7条 理事長は、賛助会員の入会状況について、毎年1回、理事会に報告するものとする。

(会費)

第8条 賛助会員は、次の各号に掲げるとおり、会費を支払う義務を負う。

(1) 法人会員 賛助口数（一口10,000円）の会費を毎年度納入するものとする。

(2) 免許会員 年間700円の会費を運転免許更新時に免許証有効期間（3年・4年・5年）に応じて一括納入するものとする。

ただし、新規免許取得者（異種免許取得者（併記）を含む。）の会費は、同免許更新時を期限と定め、1,000円とする。

(3) 前号ただし書きの異種免許取得者（会員に限る。）であって、免許証有効期間の延伸期間が1年未満の場合には、会費を徴収しないものとする。

(4) 個人会員 賛助口数（一口5,000円）の会費を毎年度納入するものとする。

(5) 第1号及び第4号に規定する会員が継続する場合、会費の納入期限は、原則、6月末とする。

(会費の使途)

第9条 法人及び個人会員の会費は、当該事業年度に収められた全額を公益目的事業費として運用するものとする。

2 免許会員の会費は、毎事業年度における合計金額の80パーセント以上を当該年度の公益目的事業費として運用するものとする。

(変更手続)

第10条 賛助会員が、住所（法人会員の所在地を含む。）、氏名（法人会員の名称及び代表者名を含む。）及び連絡先等に変更が生じた場合には、速やかに本会まで届出をしなければならない。

2 賛助会員が、前項の届出を怠ったことに起因して不利益な処分を受けた場合であっても、本会は一切の責任を負わないものとする。

(退会)

第11条 法人及び個人会員は、退会届（別記様式第7号）を提出することにより、任意

にいつでも退会できる。

- 2 免許会員は、運転免許更新時において、第3条第1項第2号のイに定める交通安全協会入会申込書（控）を提出しないことにより、退会したものとみなす。
- 3 前各項のほか、次に掲げる事項が生じた場合には、退会したものとみなす。
  - イ 法人会員 解散又は次年度に会費を納入しなかったとき。
  - ロ 免許会員 死亡したとき。
  - ハ 個人会員 死亡又は次年度に会費を納入しなかったとき。
- 4 第1項により、法人会員が退会するときは、速やかに会員証を返却しなければならない。
- 5 前各項の場合において、既に納めた会費は返還しないものとする。

（除名）

第12条 賛助会員が次の各号に掲げる事由に該当し、本会の社会的名誉を傷つけたときは、理事会における3分2以上の決議に基づき、当該賛助会員を除名することができる。この場合において、当該理事会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、理事会の決議前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款及び規程等に違反したとき。
- (2) 違法行為又は著しく社会的道義に反する行為をしたとき。
- (3) その他、賛助会員として相応しくない正当な事由が認められたとき。

- 2 前項により除名が決議されたときは、当該賛助会員に対し通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により除名された場合において、既に納められた会費は返還しないものとする。

（補足）

第13条 理事長は、この規程の運用に関し必要な事項について、別に定めることができる。

附則（平成26年3月24日理事会決議）

この規程は、平成26年4月1日（公益法人設立の日）から施行する。

附則（平成26年5月15日一部改正）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附則（平成27年3月20日理事会決議）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月25日理事会決議）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成28年7月25日一部改正）

この規程は、平成28年8月1日から施行する。